

令和5年9月12日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
	・令和5年9月12日(火) 12時30分～13時15分
	・1701会議室
2 出席者	
教育長	堀 貴 雄
	事務局職員
委員	竹 中 裕 紀
	副教育長 富 田 剛
委員	野 原 正 美
	参与兼義務教育総括監 香 田 静 夫
委員	村 上 啓 雄
	教育次長 中 川 敬 三
委員	打 江 記 代
	教育総務課長 関 谷 英 治
	教育総務課教育主管 秋 場 毅
	教育総務課教育主管 星 野 健
	義務教育課教育主管 山 田 高 秀
	義務教育課教育主管 浅 井 孝 彦
	高校教育課長 中 村 有 希
	特別支援教育課長 高 井 深 雪
	教育研修課長 棚 橋 武 司
	学校安全課長 酒 井 猛
	学校安全課生徒指導企画監 大和谷 淳
	教育管理課長 嶋 崎 敏 幸
3 議事日程等	
	議第1号、事務局報告(政策)(2)(3)について、非公開とすることを決定
4 会議録	
	令和5年8月21日開催の定例教育委員会の会議録を承認
5 審議の概要	
	別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
報第1号 教育に関する事務に係る予算（令和5年度9月補正）に対する意見について	
教 育 総 務 課 長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から9月14日に開会する令和5年第4回岐阜県議会定例会の提出議案について意見を求められたため、異議がない旨を専決により回答したので報告し、その承認を諮るものである。</p> <p>資料は、教育委員会関係の9月補正予算の歳出予算を整理したものであり、総額で4,383万円を増額するというものである。</p> <p>具体的には、「産業教育振興設備整備」について、県立農業高校において、農業のスマート化に対応した高度な実験、実習装置を整備する事業が、農林水産省所管の国庫補助事業の採択を受けたことにより増額するものである。</p> <p>「感染症対策スクールバス運行委託」については、燃料費等の高騰により、特別支援学校のスクールバス運行委託業務を増額するものである。</p> <p>「債務負担行為」について、岐山高等学校校舎改築工事、同工事の管理委託、さらには、加茂高等学校の校舎改築工事は、いずれも物価高騰に伴い、施工費が上昇したことによる、債務負担行為の限度額を変更するものである。</p> <p>なお、この補正予算については、教育委員会事務局からの要求に基づいた内容で編成されており、知事に対して異議のない旨の回答を行ったものである。</p>
教 育 長	報第1号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第2号「懲戒処分の指針」の改正について	
教 育 管 理 課 長	<p>「強制わいせつに係る標準例の改正」について、本年7月13日の刑法改正により、「強制わいせつ罪」は「不同意わいせつ罪」に改められた。このため、現在の懲戒処分の指針において、記載が「強制わいせつ」になっているものを「不同意わいせつ」へと改める。</p> <p>また、強制わいせつを示す「暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為」という記載についても、「不同意わいせつ」と改める。具体的には、資料中にある四角囲いの下線部分を次ページの下線部分のように改める。</p> <p>次に「引用条文の項ずれの修正」について、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正により、条項の番号が変更するため、これを修正するものである。</p> <p>今後の予定については、本日の審議においてご承認いただければ、本日より適用することとし、関係機関に通知をする。</p>
村 上 委 員	「標準例一覧」を見ると、「免職」のみとなる事由は、収賄、横領などお金に関わる事由であるが、「不同意わいせつ」については「免職」以外にも「停職」になることもあると記されている。昨今の情勢を考えると、「停職」では甘いような気がする。
教 育 管 理 課 長	具体的な量定については事案ごとに異なるが、昨今の状況及び児童生徒等に対する性暴力については厳しく処分を行う方針であるため、そうした対応をしていきたいと考えている。
村 上 委 員	「不同意わいせつ」は即免職というわけではないが、免職になることも大いにあり得るということを内外に示したほうがよいと考える。「不同意わいせつ」を犯した加害者が、『停職』になることもありえる」という認識をもってしまふことは避けたい。

教育管理課	次ページに、「特に児童生徒等に対する『不同意わいせつ罪』については『免職]になる』ことが記されている。
教育長	議第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）(1) 岐阜県教育振興基本計画（第4次岐阜県教育ビジョン）の骨子案について	
教育総務課	<p>次期教育振興基本計画である第4次岐阜県教育ビジョンは、今年度末に向けて作業を進めている。今回、その骨子案を報告させていただく。</p> <p>第4次岐阜県教育ビジョンの性格や位置付けは、教育基本法に基づく、本県の教育振興基本計画として策定するものであり、来年度からの5年間を通したいと考えているとともに、知事部局が策定する岐阜県の教育、学術文化及びスポーツの振興に関する大綱、いわゆる岐阜県教育大綱のアクションプランとして位置付けている。</p> <p>続いて、第4次教育ビジョンを通して「目指す人間像」と「育みたい力」について説明する。「目指す人間像」については、『ふるさと岐阜』で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人」とした。本県では、第1次教育ビジョン以来、未来を切り開く新しい価値を創造し、地域づくりに貢献する「地域社会人」の育成を一貫した目標としてきたが、第4次教育ビジョンでは、「地域社会人」という言葉がもつ意味を継承しつつ、県民の皆さんの視点で共通理解・共通認識ができるよう、より平易な言葉で表現した。「育みたい力」については、「自立力」「共生力」「創造力」の3つの力を記述したいと考えている。第3次教育ビジョンにおいては「自立力」「共生力」「自己実現力」としていたが、「自己実現力」を「創造力」と改め、「共生力」「自立力」を發揮して、「自己の生き方や社会のあり方を探究し続け、よりよい未来を築いていく力」とし、「自己実現力」よりも、より広く社会に働きかける力として表現した。また、「自立力」「共生力」の言葉がもつ意味も再考し、各々の力を具体的にイメージできるよう、平易な言葉で表現した。</p> <p>続いて、資料5ページは、第4次教育ビジョンと現行の第三次計画の骨子を比較したものである。資料の右側、「目指す人間像」や「育みたい力」の育成のために、教育委員会が今後5年間に取り組む方向性として、4つの「基本方針」と26の「基本目標」としてまとめたいと考えている。第4次岐阜県教育ビジョンにおいて、取り組むべき施策の大柱となる「基本方針」は、教育の基本原理である「知」「徳」「体」でまとめ、さらに、「子どもたちの学びを保障する土台づくり」を加えて、4つの柱を立てている。また、基本方針の一番に、『豊かな人間性』の育成、「知・徳・体」の「徳」を掲げた。策定委員会の委員の皆様から、約3年4か月にわたるコロナ禍の経験を踏まえ、「他者への思いやり」、人との「つながり」や「関わり」などの大切さ、感性を豊かに働かせる体験活動の大切さなど、多くのご意見をいただいたことから、アフターコロナの教育ビジョンを象徴する柱としたいと考えている。</p> <p>「基本方針1」は『豊かな人間性』の育成である。「自他のかげがえのない存在（いのち）を大切にするとともに、多様な人とつながり関わる力を育む」ことを基本的な方向性とし、「多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実」や『ふるさと岐阜』での活動を通して学ぶふるさと教育の推進、「文化芸術やスポーツに触れ、感性を育む機会の充実」など、7つの基本目標を掲げている。</p> <p>「基本方針2」は、『未来を創る確かな学力と実践力』の育成である。「複雑で変化のめまぐるしい社会の中で、興味・関心を広げて様々な課題と向き合い、主体的に学び、探究し、よりよい未来を創造していくための力を育む」ことを基本的な方向性とし、「未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成」や「ICTを利活用できる力の育成」、「国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍する人材の育成」など、8つの基本目標を掲げている。</p> <p>「基本方針3」は、『健やかな体』の育成である。「自分らしく、活き活きとした生活の基盤となる健康な体を育むとともに、安全で安心な暮らしをつくる力を育てる」ことを</p>

	<p>基本的な方向性とし、「体力づくりの推進」や「健康教育・食育の推進」、「子どもの安全・安心を守る教育環境づくりの充実」といった3つの目標を掲げている。</p> <p>「基本方針4」は、『学びの多様なニーズに応える環境』の充実である。「学びの多様なニーズに応え、子どもたち一人一人の可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進するとともに、学びを支える環境の充実を図る」ことを基本的な方向性とし、「魅力あるこれからの学校づくりの推進」や「特別支援教育の推進」、「誰一人取り残さない学びの機会の整備」、「地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進」など、8つの基本目標を掲げている。</p> <p>最後に、資料6ページは、先月29日に開催した策定委員会において、骨子案をご提案した際に、委員の皆様から頂戴したご意見をまとめたものである。</p>
竹中委員	<p>「第4次岐阜県教育ビジョン」の策定体制に、「国の『第4次教育振興基本計画』を参酌しつつ、『岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱』のアクションプランとして位置付ける」とある。大綱と「第4次岐阜県教育ビジョン」とのつながりが大事になってくるが、その点において少し弱さを感じる。</p>
教育総務課長	<p>内容の整合性は図ってきたが、表現レベルでの整合は図れていないところもある。今回「第4次岐阜県教育ビジョン」の策定にあたって、「知・徳・体」という大きな括りで整理をしたが、そうした括りでビジョンをご覧いただければと考えている。</p> <p>今後、「国の第4次教育振興基本計画」、「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱」、そのアクションプランという3階層になっていることを意識して整理していきたい。</p>
竹中委員	<p>「アクションプランとして位置付ける」と書いてあるので、本来であれば「どのように実現していくか」といった具体を描くことが大事になると考える。</p>
教育長	<p>「大綱」と「ビジョン」との関係性を、再度整理していくことが必要だ。今後、この点についても詰めていき、報告していきたい。</p>
野原委員	<p>「大綱」よりも先に「ビジョン」があった経緯がある。大綱ができてから、ビジョンはアクションプランとしての位置付けとなり、実現に向けた具体策を描いていくことになった。こうしたねじれが、大綱とビジョンのつながりを分かりにくくしているのではないだろうか。「ビジョン」という言葉を「アクション」に変えたほうが分かりやすいかもしれない。</p>
教育長	<p>教育本体の中身についての議論は教育委員会会議ですべきものであるため、ビジョンの中身については、今後様々な機会でご意見いただきたい。</p>
事務局報告（その他）（1）岐阜県における全国レベルの表彰について	
教育総務課長	<p>「第70回NHK杯全国放送コンテンツ」の朗読部門において、岐阜北高等学校2年の古田桃花さんが優勝した。</p> <p>このコンテストは、全国5,056人の高校生が参加し、その内、決勝に進んだ10名の中で、2年生は古田さんのみであった。また、視覚障がいというハンディを乗り越えての優勝であった。</p>
事務局報告（その他）（2）令和5年度教育委員行事予定表について	
教育総務課長	<p>前回の定例教育委員会会議より、2つの加除修正がある。1つめは11月6日、7日に実施する「東海北陸ブロック教育委員全員協議会」について、11月6日には、全ての委員にご参加いただき、翌日11月7日には、竹中委員、野原委員、村上委員にご参加いただくことになった。2つめは11月18日に開催する「瑞浪高校 創立100周</p>

	年式典」について、開始時間を変更している。
教 育 長	全国レベルの表彰について、正式な報告が上がってくるまでに時間がかかり、時点がずれてしまっているが、中体連やインターハイ等で成果を上げている生徒がいる。今後、追って報告させていただく。
議第 1 号 令和 6 年度使用岐阜県立学校の教科書採択について	
令和 6 年度使用岐阜県立学校の教科書採択について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
教 育 長	議第 1 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）(2)いじめに関する重大事態の発生報告について (3)いじめに関する重大事態の発生報告について	
いじめに関する重大事態の発生報告について報告した。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉会	
13 時 15 分、閉会を宣言する。	